

自然環境保全法施行令の一部を改正する政令の概要

1. 改正の趣旨

第213回通常国会において成立した、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号。以下「CCS事業法」という。）の一部の施行に伴い、自然環境保全法施行令（昭和48年政令第38号。以下「令」という。）について所要の改正を行うものである。

2. 改正の概要

今般、CCS事業法に新たに規定された試掘のための掘削は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号。以下「法」という。）に基づく沖合海底自然環境保全地域において、その自然環境の保全に影響を及ぼすおそれが高い。このことから、特定行為（法第35条の4第3項）として、次の行為を同項第4号に基づき令に追加するものである。

- ・ CCS事業法第2条第4項に規定する試掘のための海底の掘削を行うこと。

3. 施行期日

CCS事業法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。